# 令和4年度 琴浦町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度琴浦町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接続戸数			4,608	戸
(2)	年間総処理水量		1,	267, 367	$m^3$
(3)	一日平均処理水量			3, 201	$m^3$
(4)	主要な建設改良事業	建設改良工事	事業費	93, 817	千円
7[1)	7益的収入及び支出)				

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	898, 591	千円
第1項 営 業 収 益	242, 479	千円
第2項 営業外収益	633, 563	千円
第3項 特 別 利 益	22, 549	千円
支出		
第1款 下水道事業費用	893, 519	千円
第1項 営 業 費 用	752, 433	千円
第2項 営業外費用	133, 866	千円
	155, 600	1 1 1
第3項 特 別 損 失	5, 220	千円
	•	

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 287,393千円は当年度 分損益勘定留保資金 268,316千円及び引継現金 19,077千円で補填するものとする。)

収	入		
第1款	資本的収入	315, 996	千円
第1項	企業債	47,600	千円
第2項	他会計出資金	166, 040	千円
第3項	他会計負担金	57, 528	千円
第4項	国庫補助金	23, 900	千円
第5項	負担金	20, 928	千円
支	出		
第1款	資本的支出	603, 389	千円
第1項	建設改良費	93, 817	千円
第3項	企業債償還金	509, 572	千円

## (特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、 それぞれ 20,924千円及び 24,895千円である。

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円		3.5%以内(但し、利率見直し方式で借	政府資金については、その融資条件により、銀 行その他の場合にはその債権者と協定するもの
債	35, 600	証書借入又は 証券発行	入れる資金について利率の見 直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	による。ただし、財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。
	千円		3.5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行なの他の担合にはるの体体表しれます。
過疎対策事業債	12, 000	証書借入又は 証券発行	(但し、利率見直し方式で借入れる資金について利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 下水道事業費用のうち、営業費用と営業外費用の各項間の流用
  - (2) 資本的支出の建設改良費と企業債償還金との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用 する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

26,070 千円

# (他会計からの補助金)

第9条 下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、338,085千円である。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

琴浦町長福本まり子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志